

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和7年4月25日

金 曜 日

第5367号

目次

目 次	
規 則	
○富山県都市計画法施行規則の一部を改正する規則	1
○富山県開発登録簿閲覧規則の一部を改正する規則	4
告 示	
○包括外部監査契約の締結	7
○土地改良事業計画変更の認可	
公 告	
○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施	8
○農地を利用する権利の設定の裁定申請	17

規則

富山県都市計画法施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月25日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第35号

富山県都市計画法施行規則の一部を改正する規則

富山県都市計画法施行規則（昭和46年富山県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「建物配置図」を「配置図」に改め、同条第3項中「予定建築等以外の建築物等の新築等又は建築物の用途変更等許可申請書」を「予定建築物等以外の建築物等の新築等又は建築物の用途変更等許可申請書」に改める。

第7条に次の1号を加える。

(3) 公図の写し

第8条各号列記以外の部分中「図書」の次に「（主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が宅

地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項又は第30条第1項の許可を要するものを除く。）又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの及び開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。）にあつては、第5号及び第6号に掲げるものを除く。）」を加え、同条第3号中「地籍図」を「公図の写し」に改め、同条第5号を同条第7号とし、同条第4号の次に次の2号を加える。

(5) 定款又は登記事項証明書（申請者が法人である場合に限る。）

(6) 資金計画書

第11条各号列記以外の部分中「当該申請に係る」を削り、同条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 申請理由書

(2) 付近見取図

第11条に次の3号を加える。

(3) 配置図

(4) 建築物等の平面図

(5) その他知事が必要と認める図書

「住所」「住所

様式第1号の2中「電話」を「氏名」に改め、同様式備考4を同様式備考5
「氏名」

とし、同様式備考3を同様式備考4とし、同様式備考2を同様式備考3とし、同様式備考1を同様式備考2とし、同様式備考に1として次のように加える。

- 1 変更許可申請者又は工事施行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第1号の3備考2を同様式備考3とし、同様式備考1を同様式備考2とし、同様式備考に1として次のように加える。

- 1 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第2号の2備考を次のように改める。

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名又は名称は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は、記載しないこと。

様式第 3 号中「予定建築物以外の建築物等の新築等又は建築物の用途変更等許可申請書」を「予定建築物等以外の建築物等の新築等又は建築物の用途変更等許可申請書」に、

完了公告の年月日番号	年 月 日 第 号	を
建築物等の敷地の所在及び地番		
完了公告の年月日	年 月 日	に改
建築物等の敷地の所在、地番及び面積		

め、同様式備考を次のように改める。

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名又は名称は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は、記載しないこと。

様式第 4 号中「※印欄は記入しないこと。」を削り、同様式に次の備考を加える。

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名又は名称は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は、記載しないこと。

様式第 5 号中「承継した開発区域」を「承継する開発区域」に、

承 継 年 月 日	を	権 原 取 得 年 月 日	に改め、同様
-----------	---	---------------	--------

式備考を次のように改める。

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名又は名称は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は、記載しないこと。

様式第8号中「第60条」の次に「第 項」を加え、「第 項 第 号」を「第 項」に、「建築の許可」を「建築等の許可」に、「部数」を「通数」に改め、同様式備考3中「事業計画書、位置図」を「申請理由書」に、「建築物等の配置図」を「配置図」に改め、同様式備考3を同様式備考4とし、同様式備考2を同様式備考3とし、同様式備考1を同様式備考2とし、同様式備考の1として次のように加える。

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名又は名称は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県都市計画法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(建築住宅課)

富山県開発登録簿閲覧規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月25日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第36号

富山県開発登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

富山県開発登録簿閲覧規則（昭和46年富山県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第6条中「閲覧簿に住所及び氏名並びに閲覧の理由を記入」を「開発登録簿閲覧申込書（様式第1号）を提出」に改める。

第9条中「別記様式による申請書」を「開発登録簿謄本交付申請書（様式第2号）」に改める。

別記様式中「別記様式」を「別記様式（第 9 条関係）」に改め、同様式を様式第 2 号とし、附則の次に次の 1 様式を加える。

様式第1号（第6条関係）

開発登録簿閲覧申込書

年 月 日

富山県知事 殿

申請者 住所
氏名又は名称

1 閲覧したい開発登録簿

(1) 許可年月日及び番号

(2) 開発許可を受けた者

2 閲覧したい理由

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(建築住宅課)

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

富山県告示第195号

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の36第 1 項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第 6 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 25 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名 柴 義公

(2) 住所 高岡市東中川町 1 番29ー 407号グラン・シエロ中川

2 契約の期間の始期

令和 7 年 4 月 1 日

3 監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算

4 監査に要する費用の支払方法

執務費用及び実費に相当する額の範囲内における概算払並びに実績報告に基づく精算払

富山県告示第196号

土地改良事業計画変更の認可について

鷹栖口用水土地改良区から申請のあった土地改良事業計画変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項

の規定により、令和7年4月17日認可した。

令和7年4月25日

富山県知事 新 田 八 朗

公 告

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年4月25日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 調達物品等の名称及び数量

準中型自動車 1台

(2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和8年3月27日

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和7年富山県告示第118号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に等級がA又はBとして登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和7年富山県告示第

118号) 第 4 の 4 に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札参加申込書及び入札説明書で定める書類（以下「入札参加申込書等」という。）を(3)に掲げる期限までに 4 (1)に掲げる場所に持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した入札参加申込書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において 2 の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。

- (3) 入札参加申込書等の提出期限

令和 7 年 5 月 19 日 午後 5 時 15 分

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書、入札参加申込書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書の交付方法

令和 7 年 4 月 25 日から同年 5 月 14 日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札書の提出期限

令和 7 年 5 月 30 日 午前 10 時

- (4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着と

すること。)

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時

令和7年5月30日 午前10時

(2) 開札場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部9階 901会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。ただし、開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までにその旨を4(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の非課税に該当するものに係る額を控除した金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から非課税に該当するものに係る額を控除した金額の110分の100に相当する額に非課税に該当するものに係る額を加えた金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係ない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和7年4月25日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

- (1) 調達物品等の名称及び数量
中型二種自動車 1 台
- (2) 調達物品等の規格、機能、性能等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和8年3月27日
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令

和7年富山県告示第118号)第1の規定に該当しない者であること。

- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に等級がA又はBとして登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について(令和7年富山県告示第118号)第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札参加申込書及び入札説明書で定める書類(以下「入札参加申込書等」という。)を(3)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所に持参又は郵便(提出期限までに必着のこと。)で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した入札参加申込書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。

- (3) 入札参加申込書等の提出期限

令和7年5月19日 午後5時15分

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書、入札参加申込書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先(この公告に関する事務を担当する室課の名称)

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書の交付方法

令和7年4月25日から同年5月14日までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝

日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除く。）の午前 8 時30分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札書の提出期限

令和 7 年 5 月 30 日 午前10時30分

(4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時

令和 7 年 5 月 30 日 午前10時30分

(2) 開札場所

〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部 9 階 901会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。ただし、開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までにその旨を 4 (1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の非課税に該当するものに係る額を控除した金額の 100分の10に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者

は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から非課税に該当するものに係る額を控除した金額の 110分の 100に相当する額に非課税に該当するものに係る額を加えた金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係ない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和7年4月25日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

- (1) 調達物品等の名称及び数量
中型自動車 1 台
- (2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和 8 年 3 月 27 日

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和 7 年富山県告示第 118 号）第 1 の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和 62 年富山県規則第 17 号）第 86 条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に等級が A として登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和 7 年富山県告示第 118 号）第 4 の 4 に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札参加申込書及び入札説明書で定める書類（以下「入札参加申込書等」という。）を(3)に掲げる期限までに 4 (1)に掲げる場所に持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した入札参加申込書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において 2 の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。

(3) 入札参加申込書等の提出期限

令和 7 年 5 月 19 日 午後 5 時 15 分

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書、入札参加申込書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書の交付方法

令和7年4月25日から同年5月14日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札書の提出期限

令和7年5月30日 午前11時

- (4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

- (1) 開札日時

令和7年5月30日 午前11時

- (2) 開札場所

〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部 9 階 901会議室

- (3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。ただし、開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までにその旨を4(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の非課税に該当するものに係る額を控除した金額の 100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から非課税に該当するものに係る額を控除した金額の 110分の 100に相当する額に非課税に該当するものに係る額を加えた金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係ない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和27年法律第 229号）第41条第 1 項の規定により、富山県農地中間管

理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和7年4月25日

富山県知事 新 田 八 朗

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
射水市円池1101番	田	401m ²
射水市市井 133番	田	2,970m ²
射水市若林 116番	田	744m ²
射水市生源寺 117番 1	田	342m ²
射水市生源寺字山下野 388番 1	畑	1,622m ²
射水市水戸田1316番	田	1,495m ²
射水市水戸田5041番	田	1,256m ²
射水市水戸田5102番	田	255m ²
射水市水戸田5122番	田	2,960m ²
射水市水戸田5001番	田	2,436m ²
射水市水戸田5050番	田	1,002m ²
射水市水戸田5415番	田	1,058m ²
射水市水戸田5454番	田	520m ²
射水市水戸田5545番	田	537m ²
射水市市井99番	田	1,326m ²
射水市市井 241番	田	149m ²
射水市市井字畑田 388番 4	田	138m ²

2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第33条第1項に規定する「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」に該当する。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

所在及び地番	農地を利用する 権利の始期	存続期間	借賃に相当する 補償金の額
射水市円池1101番	令和 7 年 8 月 31 日	4 年 4 月	4, 610円
射水市市井 133番	令和 7 年 8 月 31 日	9 年 4 月	66, 140円
射水市若林 116番	令和 7 年 8 月 31 日	10年 4 月	4, 081円
射水市生源寺 117番 1	令和 7 年 8 月 31 日	4 年 4 月	510円
射水市生源寺字山下野 388 番 1	令和 7 年 8 月 31 日	4 年 4 月	810円
射水市水戸田1316番	令和 7 年 8 月 31 日	9 年 4 月	36, 700円
射水市水戸田5041番	令和 7 年 8 月 31 日	9 年 4 月	34, 560円
射水市水戸田5102番	令和 7 年 8 月 31 日	9 年 4 月	7, 010円
射水市水戸田5122番	令和 7 年 8 月 31 日	9 年 4 月	73, 640円
射水市水戸田5001番	令和 7 年 8 月 31 日	9 年 4 月	67, 030円
射水市水戸田5050番	令和 7 年 8 月 31 日	9 年 4 月	27, 570円
射水市水戸田5415番	令和 7 年 8 月 31 日	9 年 4 月	29, 110円
射水市水戸田5454番	令和 7 年 8 月 31 日	9 年 4 月	14, 310円
射水市水戸田5545番	令和 7 年 8 月 31 日	9 年 4 月	14, 770円
射水市市井99番	令和 7 年 8 月 31 日	9 年 4 月	29, 530円
射水市市井241番	令和 7 年 8 月 31 日	9 年 4 月	2, 530円
射水市市井字畑田 388番 4	令和 7 年 8 月 31 日	9 年 4 月	3, 720円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和 7 年 5 月 9 日

(2) 提出先

〒930-0004 富山市桜橋通り 5 番13号 富山興銀ビル10階

富山県農林水産部農業経営課

(電話 076-444-3269)

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

6 農地中間管理機構からの依頼により以下事項について、公告する。

当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。